

法改正に係る論点及び対応案について

1. 区域計画への記載事項について

○三法とも、区域計画の記載事項の一部を法律に規定したいとのこと

- ・航空法：法律で概要を規定するとともに詳細は国土交通省令にて定める
- ・道路運送車両法：特定の重要項目を法律で規定する
- ・道路交通法：特定の重要項目を法律で規定する

→現状、拒否又は特区法施行令（＝政令）で規定するよう協議中。（道路運送車両法は法定事項を削減することのこと。詳細次ページ）

2. 協議・同意の相手先について

○関係行政機関の長とは別に、道路交通法では警察署長、道路運送車両法では地方運輸局長に協議・同意することとしたいとのこと。

→ 法制局での法制的な検討次第か。

3. 各省庁の権限について

○いずれも現行法の権限を実質的に越えるものではないが、特区法において以下の規定を設けたいとのこと。

- ・航空法：同意の際の情報提供、事故の際の資料提出・飛行停止命令
- ・道路運送車両法：事故の際の停止命令
- ・道路交通法：同意の際の情報提供、事故の際の停止命令

→ 法制局での法制的な検討次第か。

【参考】区域計画の記載事項の法律での規定について（各省の案）

道路運送車両法の特例については、法定事項を変更。

道路運送車両法の特例

- 2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、次の各号の事項を定めるものとする。
 - 一 国家戦略特別区域自動運転技術実証事業の用に供する自動車（以下この条において「自動運転技術実証事業用自動車」という。）に関する次に掲げる事項
 - イ 車名及び型式
 - ロ 種別及び用途
 - ハ 車体の形状
 - ニ 車台番号
 - ホ 使用の本拠の位置
 - 二 前号の自動運転技術実証事業用自動車の構造又は使用の態様の特殊性
 - 三 第一号の自動運転技術実証事業用自動車について適用しないこととする保安基準の規定
 - 四 前号の保安基準の規定を適用しないこととする必要とする理由
 - 五 自動運転技術実証事業を実施する経路及び期間並びに当該事業を実施するに当たって必要な保安上又は公害防止上の制限その他の条件

赤字を削除



- 2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、次の各号の事項を定めるものとする。
 - 一 国家戦略特別区域自動運転技術実証事業の用に供する自動車（以下この条において「自動運転技術実証事業用自動車」という。）に関する次に掲げる事項
 - イ 車名及び型式
 - ロ 車台番号
 - ハ 使用の本拠の位置
 - 二 第一号の自動運転技術実証事業用自動車について適用しないこととする保安基準の規定
 - 三 自動運転技術実証事業を実施する経路及び期間並びに当該事業を実施するに当たって必要な保安上又は公害防止上の制限その他の条件

航空法

- 2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域無人航空機技術実証事業に係る無人航空機の飛行について、航空法第百三十二条各号に掲げる空域を飛行させる場合にあってはその空域、同法百三十二条の二各号に掲げる方法のいずれかによらずに飛行させる場合にあってはその方法、その他国土交通省令で定める事項を定めるものとする。

道路交通法

- 2 前項の区域計画には、第八条第二号第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域遠隔操作自動運転技術実証事業に係る次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 実施主体となる者
 - 二 遠隔自動走行が行われる場所及び期間
 - 三 走行させる自動車に関する事項（これまでに走行させた結果を含む。）
 - 四 遠隔自動走行の方法に関する事項（遠隔操作を行う者に係る事項及び緊急の必要が生じた場合に当該遠隔自動走行が行われる場所において速やかに必要な措置を講ずるための措置を含む。）